

(株) プライシングジャパン

令和6年度 宅建登録講習(5問免除)のご案内

弊社の登録(5問免除)講習は連続2日間の通学対面形式スクーリング講習で行います。お申し込みされる場合は、この「講習のご案内」を終わりまでよく読み、3ページ記載のコースのそれぞれの申込み締切日までにお手続きして下さい。

- ① 受講料は税込み11,000円です(振込先は4ページをご覧ください)。
- ② 修了試験合格者には修了証を即日交付いたします(修了試験の合格基準は20問の4肢択一問題で、14問以上(70%以上)の正解で合格です)。その後3年間、宅地建物取引士資格試験の受験申込時に修了証を添付することで、宅建試験の一部(問46～問50)が免除されます。
- ③ 受講生には10～12ページに記載されている特典がございます。

【弊社の講習の特徴】

- ・2日間のスクーリング講習では、宅建業者の従業者に宅建業に関する実用的な知識の提供をいたします。また、紛争防止に関して必要な知識を習得し、業務の適正化と資質の向上を図って頂きます。実用的な知識の部分では本試験でも問われる論点を確認しながら講義を進めてまいります。後で弊社の講習を受けておけば良かったと言うことのないように是非弊社の5問免除講習を受講して下さい。

【お問い合わせ先・時間】

株式会社プライシングジャパン(担当：瀬古。営業時間：午前10時～午後6時)

フリーコール：0120-982-382

FAX：048-994-4357

e-mail：seko@pricingjp.com

【1】講習概要

- ① 講習の制度について
 - ・この講習は、弊社が国土交通大臣の登録を受けた講習機関として実施するもので、宅地建物取引業に従事する方の資質の向上及び業務の適正化を図るため、従業者に業務上必要且つ有益な知識を習得して頂くための講習です。従って、登録講習の受講資格は、受講申込時からスクーリング終了時まで有効な「**従業者証明書**」をお持ちになっていることとなります(従業者証明書のコピーは講習申込書と併せてメールに添付して下さい。尚、**監査役は従業者になれませんのでご注意ください**)。
 - (注) 受講申込みから講習終了まで従業者証明書の有効期間内であることが必要です。受講中に更新日が来る場合は更新後の従業者証明書のコピーを弊社に提出して頂きます。
 - ・スクーリング受講時には従業者証明書を持参して下さい。受講会場で提示し確認させて頂きます。
※ 裏面に記載がある場合には、裏面も確認させて頂きます。正当な理由がなく提出をされない場合は、受講及び修了者証明書の交付ができません。
 - ・従業者証明書を偽造し不正に講習を受講した者は、その事実が確認された時点で登録講習の修了の取り消しを行います。また当該事実が宅地建物取引士資格試験の合格した後に確認された場合は、登録講習の修了のみならず、宅地建物取引士資格試験についてもその合格が取り消されます。

② 講習の申込みから受講、修了証交付までの流れ

(1) 受講申込み受付	令和6年4月1日(月)～5月21日(火) (期間厳守・当日消印有効) ※各コースごとに受付期間が異なりますのでご注意ください。
(2) 受講申込み (【4】①参照)	お申込みされる場合は別ファイルにしてあるワード文書の申込書に入力し、顔写真を貼り、受講料の振り込みの写しを貼り(ネット振り込みの場合は、振り込み内容が分かる画面を添付して下さい。)メールして下さい(受講申込書は6ページにもございます)。送り先のメールアドレスは「 seko@pricing.jp 」になります。メール送信後、 中3日経過しても弊社から返信メールがない場合はご一報下さい (たまに弊社のメルアドを間違えて届いていない場合があります。弊社のメルアドは打ち込まずコピーして使うと便利です)。講習申込書で写真の判別が難しかった方は講習受講時に原本をお持ち頂きます(判別が難しい場合は事前に弊社からお知らせします)。お客様のパソコンのセキュリティーが強いとこのファイルやワード文書の受講申込書を開くことができなかつたり、危険を知らせるメッセージが出る場合があります。この場合は一式書類をメールしますので、希望する旨を記載してメールして下さい。 ※ 受講申込書等は郵送することもできます。郵送の際は、A4サイズの講習申込書を折らずに入る封筒を使用し、追跡確認ができるレターパック等から送付又は簡易書留郵便で郵送して下さい。弊社の宛先は8～9ページのラベルを印刷してご利用下さい。
(3) 受講票及び教材の発送 約2ヶ月間の通信講習の開始	お申し込みされた方には講習申込書に記載された送付先に5月初旬より随時受講票及び教材等を郵送します。郵送物は後日行われるスクーリング講習の際にご持参頂きますので大切に保管して下さい。教材類が届きましたら受講票をご確認の上、通信講習を開始して下さい。
(4) 連続2日間のスクーリング講習	講習会場に受講票及びテキスト等を持参して下さい。スクーリング講習は2日間の日程で概ね10時間で実施いたします。
(5) 修了試験	通信講習及びスクーリング講習で学習した内容から出題(20問の4肢択一問題で14問以上(70%以上)の正解で合格) ・スクーリング講習2日目の最終時限に実施します。 ・合否、採点結果、試験問題等に関する問い合わせには一切応じません。 ・修了試験の不合格者に対する再試験は行いません。 ※ 再度受講をする場合も各講習コースの全課程を修了していただく必要があります。
(6) 修了証交付	通信講習及び2日間のスクーリング講習をすべて受講し、修了試験に合格した受講生には、速やかに「登録講習修了者証明書」を交付いたします。その後3年間、宅地建物取引士資格試験の受験申込時に添付することで、宅建試験の一部が免除されます。

【2】講習科目等

「通信講習」及び「スクーリング講習」を通じて下記の科目を学習します。

- 1：宅地建物取引業法その他関係法令に関する科目
- 2：宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目
- 3：土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目
- 4：宅地及び建物の需給、調査に関する科目
- 5：宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目

【3】スクーリング講習開催日

① 実施期間：令和6年7月13日(土)～7月21日(日)

開催時間：各コースとも2日間(共に10:00～17:00)

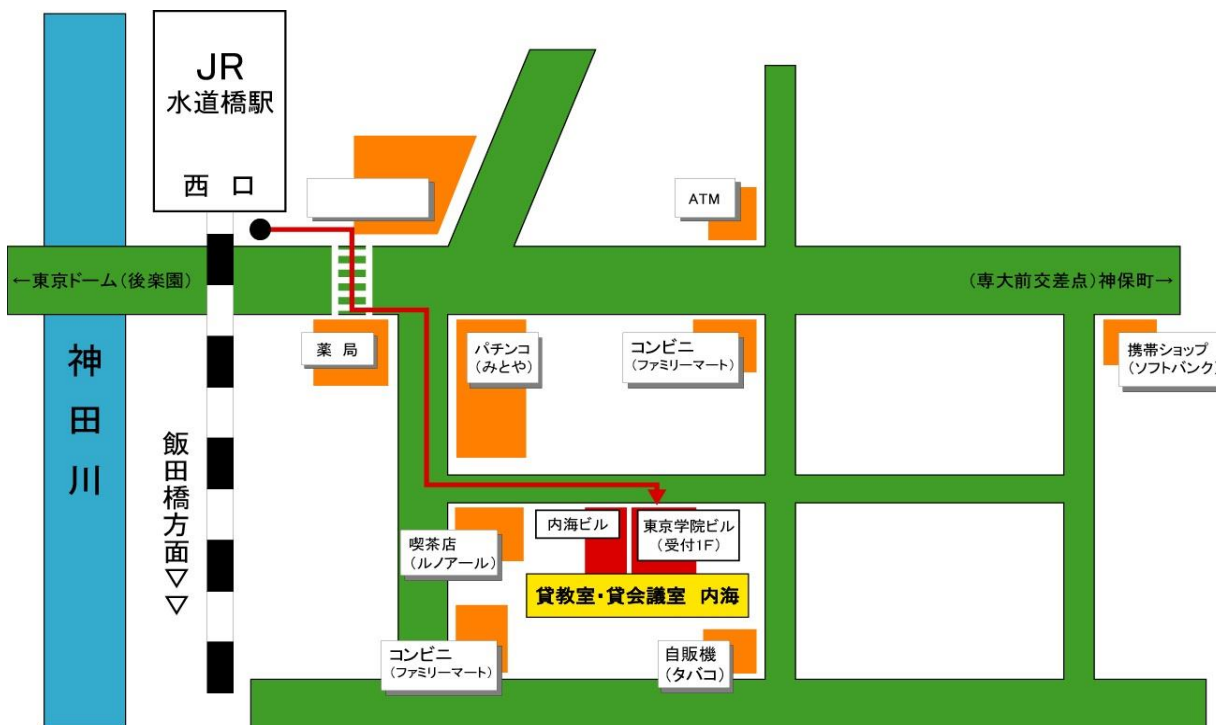
(ご注意)

- ・下記日程は、荒天その他やむを得ない事由により中止又は変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・昼休みほか適宜休憩時間を設けます。なお、昼食のご用意はしておりませんので各自でおとり下さい。
- ・受講コースの決定は、受講申込順により弊社が行います(講習申込書に不備がある場合は不備が補完された日をもって受講申込み受付となります)。第1希望のコースが満席の場合には、弊社より受講可能な他コース等のご連絡(電話又はメールにより)致します。この連絡を受けた方は、弊社の指定する日までに希望コースの変更又は受講申込みの取消しを選択していただきます。

② 開催日、会場、定員、申込み締切日

地区	コース名	開催日	会場	定員	申込み締切日
東京	東京①	7月13日(土)～14日(日)	千代田区神田三崎町3-6-15 (東京学院ビル3階)	80名	5月14日(火)
東京	東京②	7月16日(火)～17日(水)	〃	80名	5月12日(日)
東京	東京③	7月20日(土)～21日(日)	〃	80名	5月21日(火)

【スクーリング講習会場のご案内】



※ 会場となる東京学院ビル(千代田区神田三崎町3-6-15)は、JR総武線「水道橋西口(新宿寄り出口)」徒歩1分です。会場にはエレベーターはございません。あらかじめご了承ください。

【4】申込み手続き

① 受講申込みに必要な書類

(1) 講習申込書(別ファイルのワード文書のもの又は6ページのもの)1通

『申込書に関する注意点』

(ア) 顔写真の貼り付け(スマホ等で撮影したもので構いません)

- ・1枚(大きさ 縦4.5cm×横3.5cm)を講習申込書の所定欄に貼り付けて下さい。
- ・無帽、無背景、申込み日前6ヶ月以内に撮影したもので、白黒、カラーの別は問いません。

(イ) 希望コース名の記入

- ・第3希望(東京②は第2希望まで、東京③は第1希望のみ)まで記入できます。第1希望のコースが満席の場合は、弊社より受講可能な他コース等のご連絡(電話又はメールにより)致します。この連絡を受けた方は、弊社の指定する日までに希望コースの変更又は受講申込みの取消しを選択していただきます。

※ 第1希望のみしか受講できない場合は第1希望のみの記入で構いません。

(ウ) 受講料振り込み控えの写しの貼り付け又は添付

- ・講習申込書に貼り付けるか、メールに添付して下さい。郵送の場合は、受講料振り込みの控えを受講申込書下部に貼り付けて下さい。貼り付けできない大きさの場合は、そのまま同封して下さい。

(2) 従業者証明書の写し

- ・講習申込書と併せてメールに添付して下さい。郵送の場合は、従業者証明書の写しを送って下さい。

(注) 従業者証明書は受講申込みから講習終了まで有効期間内であることが必要です。受講中に更新日が来る場合は更新後の従業者証明書のコピーを弊社に提出していただきます。

② 受講料の納入方法

(1) 受講料 1万1,000円(うち消費税1,000円)

(2) 振込先

りそな銀行 目黒駅前支店 普通 1849796 株式会社プライシングジャパン
--

- ・振込手数料は、受講生負担となります。
 - ・振込人名義は、受講申込者本人としてください。会社名を記入したい場合は、受講申込者名の後に会社名を記入してください。
 - ・領収証は原則として発行いたしません。会社経費で処理するため必要となる場合は発行いたしますので希望する旨と領収証の宛名を申込時にお書きください。
- 弊社の領収証発行に必要な登録番号は「T7030001039739」です。

③ 講習申込書郵送先(※ 郵送を希望する場合です。持参による受付はできません。)

〒340-0822 埼玉県八潮市大瀬1丁目1番地1-1017号室 株式会社プライシングジャパン

※ 郵送する際は、8～9ページのラベルを印刷すると便利です。

※ 送付の際は、講習申込書を折らずに入る封筒を使用等し、追跡確認ができるレターパック等から送付又は簡易書留郵便で郵送して下さい。送料は受講生負担となります。

【5】希望コースの変更等について

① 希望コースを変更する場合

- ・弊社まで速やかに電話にて申し出て、空席のある(お申し出の日から5日以降に開催される)他の受講コースを申し込んでください(ただし、受講コースの変更は、当初申し込まれた受講日の属する年度に行われる受講コースに限られます。年度をまたぐことはできません)。

② 講習当日欠席の場合

- ・欠席される場合は必ず事前にご連絡下さい。この場合、空席のある(お申し出の日から5日以降に開催される)他の受講コースを申し込んでください(ただし、受講コースの変更は、当初申し込まれた受講日の属する年度に行われる受講コースに限られます。年度をまたぐことはできません)。

【6】受講票及び教材等の発送

- ・講習申込書受付後、記入事項の点検を行い不備事項のないものについて、5月初旬より随時、受講票及び教材等を講習申込書に記載された送付先に宅急便で発送します。教材等の発送後は受講料の返還はできません。

(送付物)

① 受講票

② 宅地建物取引士登録講習テキスト3冊(登録講習演習問題と解答解説は宅建業法編テキスト内にあります)

- ・受講票を受け取られたときには、氏名・受講日・受講会場・持ち物を必ず確認して下さい。
- ・受講票の記載内容(氏名等)に修正事項がある場合は、弊社にご連絡下さい。
- ・教材等をご記入された送付先住所に宅配便で発送しますが受取人が不在であった場合は各自でご確認頂き、教材等を受け取ることができるようご手配願います。

【7】修了要件及び修了証交付

① 修了要件

- ・本講習コースの全課程のすべてを受講し、かつ修了試験に合格することが修了要件となります。受講しなかった講習項目があった場合や修了試験に合格しなかったときは、修了証を交付できません。

② 修了試験

- ・講習2日目の最終時限に実施します。
- ・試験中は、講習テキストその他資料等及び計算機類の使用は禁止します。
- ・不正な行為を発見した場合、その不正な行為をした受講生は不合格となります。

③ 修了証交付

- ・修了要件をすべて満たした方には、登録講習終了後、速やかに登録講習修了証3通を交付いたします。
- ・合否、採点結果、試験問題等に関する問い合わせには一切応じません。
- ・修了試験の不合格者に対する再試験は行いません。
- ※ なお、再度受講の場合においても、本講習コースの全課程を修了していただくことが必要であり、その場合の講習は有料となります。

【8】スクーリング講習時の注意事項

- ・スクーリング講習時は次の書類等を必ず持参してください(持参されない場合は受講できません)
 - ① 受講票(携帯に保存でも構いません)
 - ② 宅地建物取引士登録講習テキスト3冊
 - ③ 従業者証明書
 - ④ 筆記用具
 - ⑤ 講習申込書原本(講習申込書で写真の判別が難しかった方と弊社から連絡を受けた方は講習受講時に原本をお持ち頂きます。)
- ・講習時間の遅刻、途中退室は、原則認めません。
- ・講習会場では係員の指示に従って下さい。講習申込みから講習終了時までの間において、弊社の指示に従わない又は指示に従わない恐れがあると弊社が判断した場合は講習を受講することはできません。
- ・やむを得ない事情がある場合は、連続ではなく2日間の講習を受講することもできます(ただし、修了証は2日目の講習を受講し、修了試験に合格した後でなければ交付することはできません)。

【9】その他

- ① 個人情報の取り扱いについて
 - ・弊社は登録実務講習の受講生よりいただいた個人情報は、受講生への連絡、お知らせ、ご案内以外の目的では利用しません。

令和6年度 宅建登録講習(5問免除)申込書

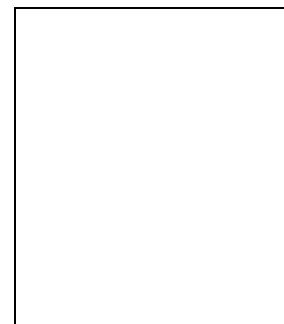
株式会社プライシングジャパン御中

フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日生 () 歳
戸籍上の氏名			平成
フリガナ		電話 ・ メール	TEL : ()
通称名 (該当者のみ)			携 帯 : ()
			E-mail :
住 所	〒 - 都・道・府・県		
送付先住所と 宛名(上記と異なる場合)	〒 - 都・道・府・県 (宛名)		
勤務先名		住所 〒 -	TEL ()

※ 希望するコースを記入してください。

希望順	希望コース名
第1希望	
第2希望	
第3希望	

顔写真



※ 受講料 1万円1,000円(うち消費税1,000円)

※ 振込口座

銀行名	りそな銀行 目黒駅前支店
口座番号	普通 1849796
口座名義人	(株)プライシングジャパン

(注意)

1. 上記受講料の振込み手数料は受講生負担となります。
2. 教材等は、ご記入された送付先住所に宅配便で発送致します。
3. 受講申込み後に氏名又は住所を変更した場合は、弊社にご連絡下さい。これを怠ったために生じる一切の損害は受講生が負うものとします。

・・・・・・・・・・・・・・・・これより下部に受講料振り込み控えの写しを貼り付けて下さい・・・・・・・・・・・・・・・・
(貼り付けできない大きさの場合は、そのまま送って下さい。)

申込書送付の際は、下記のラベルをご利用下さい。

切り取り線に沿ってラベルを切り取り、A4の申込書等が折らずに入る大きさの封筒に貼り付けして「レターパック」から送付又は簡易書留郵便で郵送して下さい。

送料は受講生負担となります。

【封筒用】

〒340-0822

埼玉県八潮市大瀬1丁目1番地1-1017号室

株式会社プライシングジャパン

宅地建物取引士登録講習(5問免除)係 行

申込書在中

差出人

住所	
氏名	

【送付書類】

- (1) 講習申込書1通(写真の貼り付け、受講料振り込み控えのコピー)
(2) 従業者証明書のコピー

【チェック】

【レターパック用】

〒340-0822

埼玉県八潮市大瀬1丁目1番地1-1017号室

株式会社プライシングジャパン

宅地建物取引士登録講習(5問免除)係 行

申込書在中

【送付書類】

- (1) 講習申込書1通(写真の貼り付け、受講料振り込み控えのコピー)
- (2) 従業者証明書のコピー

【チェック】

-
-

《受講生特典》

【1】希望者には過去5回本試験問題及び弱点診断・治療シートを差し上げます。

(1) 宅建試験は難しい試験です。過去5回の合格点と合格率をまとめると下記のとおりです。

	令和2年12月	令和3年10月	令和3年12月	令和4年	令和5年
合格点	36点	34点	34点	36点	36点
合格率	13.1%	17.9%	15.6%	17.0%	17.2%

令和5年の合格率は約17.2%。100人受けても17人しか受かりません。近年はインターネットの普及で独学者も無料動画配信やワード検索、ゲーム感覚で問題が解けるアプリ等で学習ができるため完全に無学で受講する方はいません。それでも85人は落ちるのです。したがって宅建試験は勉強しなければ受からない試験だと言うこととなります。そしてやっかいなことに近年の宅建試験では、得点源である宅建業法編からの出題は個数問題(正しいものはいくつあるかと言う出題)が多く問われるようになりました。そうすると4択の中で△のもの(ご自身で正誤判定ができないもの)が1つでもあると失点する可能性が高くなります。したがって、選択肢一つ一つを正誤判定できないと宅建業法編での得点が伸びなくなります。

(2) ではどのように学習を進めたら良いのでしょうか？

・テキストを読んだらすぐ問題を解くことです。例えば8種制限を学習しているのであれば、一通り学習してから問題を解くのではなく、8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)を読んだら、そこで解ける過去問があればすぐ解くと言うことです。勉強は時間のあるときにするわけですが、最近では勉強中に携帯が鳴ったり、Lineがきたりするので集中力が欠けてしまいます。その状況の中でも理解力を高めていくには、テキストを読んで解ける問題があればすぐに問題を解くことです。そして解いた問題は確実に正解(理解)することです。しかし一度正解(理解)した問題でも日が経てばすぐ忘れてしまいます。したがって何度も解き直して正解した問題を忘れないよう覚える(定着する)必要があります。

そのためにはやみくもに問題を解くのではなく、例えば毎年出題される8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)の問題だけをR2-12~R5と言う感じでまとめて一気に解く、担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限の問題だけをR2-12~R5と言う感じでまとめて一気に解く(弊社ではこれを横の練習と言います)・・・そうすると知識は定着してきます。

【横の練習の例】・・・黒枠部分を一気に解きます。

宅建業法編 弱点診断・治療シート(選択肢別)	R2-12	R3-10	R3-12	R4	R5
年度別の過去問を解いた日を記入し失点した選択肢にマークする	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
第9節 8種制限(147~172)					
1:8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)(P148~149)	38-7 39-2	40-2,3	33-1	39-3	41-3 43-イ
【1】事務所以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等(P151)		34-1		39-1	
【2】クーリングオフできない場所(事務所等の意味)(P152~153)	37-4		38-2,3		
【3】クーリングオフができる場所で行った場合でも、クーリングオフができないとき(P154~155)	37-1,2	34-2,3,4	38-1	34-3	44
2 担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限(P155~157)	39	38-7	31-7	34-2	

(3) 縦の練習の重要性

・しかし各項目(下記例でいうところの担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限は毎年1問しか出ませんし、トータルでは目安として35点以上取らなければ合格はできません。宅建業法を一通り学習し終えたら年度別の過去問の間26～45までの20問を一気に解きましょう(弊社ではこれを縦の練習と言います)。そしてトータルで何点取れるかを確認しましょう(当然20問全問正解するレベルまで達しなければ上位15%に入ることはできません)。

【縦の練習の例】・・年度ごとに過去問を一気に解きます。

宅建業法編 弱点診断・治療シート(選択肢別)	R2-12	R3-10	R3-12	R4	R5
年度別の過去問を解いた日を記入し失点した選択肢にマークする	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
第9節 8種制限(147～172)					
1:8種制限が適用されない場合(ひっかけ問題)(P148～149)	38-7 39-2	40-2,3	33-1	39-3	41-3 43-1
【1】事務所以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等(P151)		34-1		39-1	
【2】クーリングオフできない場所(事務所等の意味)(P152～153)	37-4		38-2,3		
【3】クーリングオフができる場所で行った場合でも、クーリングオフができないとき(P154～155)	37-1,2	34-2,3,4	38-1	34-3	44
2 担保責任(契約内容不適合担保責任)の特約の制限(P155～157)	39	38-7	31-7	34-2	

(4) あとはこの練習を持続させる強い学習意欲が必要です。

・勉強期間は5月～10月までの6ヶ月間と長いものになります。したがって、学習意欲(モチベーション)を高めないと持続することはできません。自分はやればできる、必ず受かると言う気持ちで学習して下さい。

(5) 結論。宅建試験に合格するためには徹底的な横の練習・縦の練習を強い学習意欲を持って行う必要があります。

では、そもそも横と縦の練習ができる教材はあるのでしょうか？

・弊社のテキストと過去5回試験問題集をご利用下さい。弊社の教材であれば横・縦の練習が出来ますし、皆様がどの項目が弱いのか、弱くなりそうなのか一目でわかる弱点診断シートも用意しております。この診断シートを用いて自分自身の弱点項目を分析し、問題を解けば必然的に弱点を強化することができ、その結果、確実に正誤判定ができるようになります。

近年の宅建試験では、得点源である宅建業法編からの出題は個数問題(正しいものはいくつあるかと言う出題)が増えてきております。したがって個数問題は全ての選択肢を理解していないと得点できません。

弊社の過去5回試験問題の宅建業法の間26～45は全て個数問題にしております。最初は低い得点しか取れないかもしれませんが、きちんと見直しをすることができるので本試験においては確実に得点することができるようになります。また、本試験は宅建業法編の全てが個数問題ではありませんので、個数慣れしていれば本試験は簡単に思えます。

この弱点診断強化シートや宅建業法の4択問題を全て個数問題で行うという学習方法は弊社オリジナルのもので他社には無いやり方です。今回の5点免除講習を受講された皆様には過去5回試験問題と弱点診断・治療シートをデータでプレゼントします。印刷した物でお渡ししますと、前回解いた形跡が残ってしまい答えがわかってしまいます(これでは不十分です)。毎回印刷をし、常に新鮮な状態で問題を解き直して下さい。

※ プレゼントするデータは試験終了後は削除してください。次年度の本試験時は法改正が行われ、誤った知識を植え付けてしまう恐れがあるためです。

【2】無料税務、宅建業開業相談

・弊社提携の税理士に税務、宅建業開業相談を回数限定ですが無料ですることができます。希望される場合は弊社にご相談下さい。

【3】無料就労相談

・宅建業者へ就労を希望される方に対し就労のお手伝いをさせていただきます。現に宅建業者に従事されている方は実務経験がありますので求人企業は多数あります。就業年数が短くても20代の方は転職に有利です。転職に関する相談は厳守いたしますのでご安心下さい。

(注) ・現在、就活中でない方に限ります(既に就活中の方はそちらがはっきりしてからご依頼下さい)。

・一度不採用となった会社には打診できませんので具体的に希望している会社がある場合は、まず弊社にご相談下さい。受講申込みをして頂ければ講習を受ける前でもお手伝いをさせていただきます。履歴書及び職歴書の書き方や面接の想定問答等もアドバイスさせていただきます。

・弊社は就労のお手伝いをいたしますが、実際に紹介できるか、面接してもらえるか、採用されるかについては100%のお約束はできません。あらかじめご了承下さい。

【4】お住まいの購入相談

・今現在、家賃8万を負担している方は、2,240万円ローンを組んでいるのと同じこととなります(都市銀行の店頭金利2.475%を35年間組んだ場合)。更に金利優遇が適用されると3,010万円のローンを組んでいるのと同じこととなります(都市銀行の優遇金利0.625%を35年間組んだ場合)。今の所に5年、10年住むおつもりがないようでしたらお住まいの購入を検討してみませんか。もしご検討される場合は、弊社にご相談下さい。具体的に購入をご検討している物件がある場合、弊社は、その物件の価格交渉もいたします。

【5】収益(賃貸)物件の管理, マンションの大規模修繕工事, 住宅のリフォーム相談

・収益(賃貸)物件の管理, マンションの大規模修繕工事, 住宅のリフォームを考えられている方。弊社提携の業者をご紹介します。